

グローバル化と国際法——「人権戦略」の可能性

阿部 浩 己

論要旨

国際法の中心軸が国家中心主義におかれてきたことは——それを歓迎するにせよしないにせよ——国際法学を学ぶ者にとって自明の理とでもいべきものであったかもしれない。こうした思考様式に強く規定されて、私たちは国際法過程における「個人の疎外」を、少なくともこれまで当然の事象のように受けとめてきたのではないか。だが、現実の国際法は、けっしてそうではなかった。欧米先進国主導の国際法は、国家中心主義という抽象的な言辞を隠れ蓑に、一貫して企業（＝投資家）利益の増進をはかってきた。国際法過程において疎外された個人のなかに、企業（＝投資家）は含まれてこなかったというべきである。疎外され周縁化されてきたのは市民であり人間であった。だが、近年、その市民たちも、国家中心主義をかざす国際法学の規範主義的誘導に抗しながら、国際法過程のなかに能動的に参画するようになっていく。トランスナショナル人権訴訟と民衆法廷という、増大する二つの法事象をとりあげることによってその点を検証してみることにする。

1 はじめに

国際法は、規範・制度の両面において国家中心主義を前提とし、人間／市民はそうした国家中心的な規範システムの存在に思考あるいは行動を強く拘束されてきた。個人は国家の許可を得てせいぜい局部的に法主体性を享受できるにすぎないという言葉が、国際法を研究し実践する者によって連綿と再生産され、それが国際法の国家中心性をさらに強化するという効果をもたらしてきたといつてよい。

だが、歴史学の知見が明らかにするように、いずれの規範システムも一貫性をもって固定されているわけではなく、そこには必ず矛盾やすき

間が存在している。そして個人は、そうしたスペースを利用し戦略を立てて選択を行うことができ、そこに、構造的な制約を離れて個人の意思が働く余地があり、またシステムが変化する契機がある。一般に、「変化は、あい矛盾する規範システムのすき間で作用する、微少で果てしない戦略や選択を通じて起こる」⁽¹⁾。国際法においても、現に、多くの市民が国内あるいは国境を越えて戦略的な選択行動をとることにより、規範的に割当てられた状況とは異なる状況を導き出し、国際法システムの変革を促す事態が顕現しはじめている。

ここでいう「変革」とは、国際法システムを、特に生身の人間（市民）の利益（＝人権）を実現する方向に向かってひらいていくことを指す。こうした変革への行動が近年、世界各地で活発にみられるようになってきている。小論ではそこに着目して論を進めていくが、むろんだからといって、国際法がこれまで個人の利益の実現に関心を払ってこなかったというつもりはない。国家中心主義に支配された国際法学の言説において、個人の存在が周縁化され疎外されてきたことが確かだとしても、現実の国際法は、個人のなかでも多国籍企業（投資家）の利益の実現にはこのほか強い関心を寄せてきた。公然と語られることこそ多くはないものの、企業（投資家）利益の増進は欧米先進工業国の利益を担う国際法制度の隠された目的の一つといっても過言でなく、この側面は冷戦終結後の経済構造の変容によってますます強化されているようにみえる。そのことを踏まえていうなら、国際法が制度的に疎外してきた個人とは市民／人間であったというべきであり、同じ個人に分類される実体であっても、多国籍企業（投資家）は、国家中心主義という名辞のもとに、むしろその利益を国際法制度を通じて優先的に保護されてきたというべきであろう。

小論では、国際法の変革を志向する近年の市民の行動に焦点をあて、特に国内裁判所を舞台に展開される人権訴訟と市民社会みずからが組織する民衆法廷の現状・課題への試論的考察を試みようと思うが、それに先立ち、国際法における企業の位置づけを先行業績に依拠しながらごく簡単に振り返り、企業益の増進をはかる国際法の営みと市民益の増進をはかる近年の国際法の営みとを批判的に対比する理路を構成しておく。

2 企業益の増進

企業益あるいは投資家の利益の増進が国際法の主要目的の一つであったことは、外国人法および外交保護制度とぬきがたく結びついた国家責

任法の歴史に明瞭に示されている。中川淳司が述べるように、「外国人の処遇に関する国際法上の最低基準が国際投資保護に関する実体法上の原則であり、外交的保護権が国際投資保護のための手続であるとすれば、国家責任法は、これらを総合して、『領域内で生じた外国人の身体あるいは財産に対する損害に関する国家の責任』⁽²⁾について包括的に「一般国際法上のルールを規定する」ものであった。国家責任法の形成を促した主因は、外国とりわけラテン・アメリカに進出した西欧企業（多国籍企業）の利益を保護することにあつた。⁽³⁾その際、企業の大規模な経済活動によって、先住民民族がその文化を破壊され、その存在すら抹殺されかねぬ事態に追い詰められたことに国家責任法はまったく関心を払ってこなかった。国家責任法は、私人の行為について国家が「相当な注意」を払って規制するよう求めてきたが、規制対象になる私人の行為とは、西欧の企業を受け入れた国に所在する現地住民の行為に限定されてきたといつてよく、重大な人権蹂躪を続ける多国籍企業の行為を私人の行為として規制する西欧諸国の義務について議論が深められることはほとんどなかったといつてよい。この意味において、外交保護制度、国家責任法はきわめて片面的であつたといわざるをえず、別言すれば、そこに託された所期の利益が西欧企業の安全性確保にあつたことは否定できないように思える。⁽⁴⁾

それでも企業は、外交的保護制度発動のためには現地で国内的救済手続を尽くすべきことを一応、要請されてはきた。だが一九八〇年代以後、特に一九九〇年代に入ると、投資家は、投資条約により、投資紛争を国内的救済手段を尽くさず直接国際仲裁裁判に付託することを認められるまでになっている。森川俊孝の言葉を借りるなら、「投資家は国家契約の仲裁条項のように紛争当事者の間において事前の具体的な同意が与えられている場合でなくとも、直接、条約に基づいて紛争を国際仲裁に付託することが認められ」、さらに、「かかる仲裁において、投資家は、当該条約の締約国である投資受入国による条約上の義務の違反又は不履行を主張しかつそれによって生じた損害に対する賠償を要求することが認められ」るようになっている。つまり、投資条約違反を直接の根拠として、直接に国家を相手に損害賠償を請求できるわけである。「それは、条約により投資家に認められている権利義務を国際的な裁判所において自らの名前において援用し主張することができる地位が投資家に認められることを意味するのであって、締約国の国民又は会社である投資家に国際法主体の地位を与えることにもなるであろう」とされる。⁽⁵⁾

企業の利益にかかわる国際投資紛争は「投資紛争解決国際センター」や「国連商取引委員会」の法的手続により解決への途がさぐられるようになってきているが、こうした紛争解決手続の法化 (legalization) 現象を加速させたのが世界貿易機関 (WTO) であることはよく知られている。WTOの紛争処理制度は、自由貿易の推進・国際通商体制の擁護に向けたきわめて実効的な国家間紛争処理メカニズムと評価されている。⁽⁶⁾だ

が今日、世界全体の貿易量の三分の二は企業内あるいは企業間の取り引きによって占められており、国家間紛争といってもその実態は企業（業界）間紛争であることはいうまでもない。インタナーショナル・オーガニゼーション誌に発表した論考のなかで、ロバート・コヘイン、アンドリユー・マラビシク、アン・マリー・スローターは、つぎのようにいう。「WTOにおいて、政府は、法的手続へのアクセスを名目的にコントロールしているにすぎず、実際には、被害を受けた産業界が自国の政府による申立の提起・追行の双方に密接に関与している。少なくとも、米国ではそうである」⁽⁷⁾。自由貿易の担い手として国際通商体制の擁護に最も強い関心を有しているのは企業（多国籍企業）であり、その観点からすれば、洗練された法律家の力を介在させ特に先進国の多国籍企業がWTO手続を効果的に利用するようになってきているのは別段不思議なことではあるまい。

国際法が企業利益の実現に向けられてきたことは、主権免除の法理によりさらに明らかになる。主権者の完全な平等や独立の確保のために認められる主権免除はいまでは絶対的なものではなく権力行為に限定されるという制限免除主義が一般化しているが、免除を否定される業務的管理的行為が商業活動と概ね同視されてきたことの意味合いを改めて考えてみる必要がある。商業活動例外を正当化する政策的根拠としてあげられるのは、たとえば経済活動への国家の関与が増大し、私人を保護する必要性が高まったということだが、そこで保護される私人が企業・投資家を指すことは容易に想像がつこう。国家の商業活動を司法的統制の対象にすることにより商取引の予測可能性が高まり、安定した経済秩序を築くことができるという経済的考慮によって商業活動例外の法理が支えられている。だが、公益の要素を含みもつ国家の商業活動を私人の商業活動と同列に扱うことは必ずしも自明のことではない⁽⁸⁾。

重要なことは、商業活動が免除の対象から除かれる一方で、警察活動や安全保障にかかわる活動が国家の権力行為とみなされ免除の対象に含められてきていることである⁽⁹⁾。これは、ルイス・ヘンキンがいうように、免除の対象を選別することにより、特定の国家機能に国際法が正統性を与えることにはかならない⁽¹⁰⁾。端的にいえば、「商業活動は正統な国家活動ではない」というメッセージ、つまりレッセ・フェール（と力による治安維持）を推奨する新自由主義的国家モデルに正統性を与え、その一方で福祉国家モデルを非正統化するメッセージがそこに込められている。いうまでもなく、新自由主義的な国家モデルは、国家の退場を促し市場の拡充をもたらすものである。見落としてならないのは、通例、商業活動例外が法廷で争われる場合、被告は発展途上国政府、原告は先進国の企業・投資家、という図式がほぼ固定的に成立していることである⁽¹¹⁾。こうした当事者の非対称な配置が商業活動例外の背景をなしてきたのであり、そこには明らかに先進国に本拠をおく（多国籍）企業利益

の促進に向けた回路が形成されている。制限免除主義が一般化したことで、その位相はさらに深まっているといわなくてはならない。

3 トランスナショナル人権訴訟

(1) トランスナショナル人権訴訟の広がり

投資条約やWTO協定、主権免除法理の拡充などにより、冷戦終結後、国際法における企業の活動領域はいっそう広がり（Ⅱ国際法における企業活動の正統化）、その法的位置づけはこれまで以上に高まっている。その一方で、市民の利益の実現に向けた行動も冷戦終結後同じように昂揚してきている。世界人権宣言や国際人権規約を中核とする国際人権法上の実施措置がその礎を提供していることはいうまでもないが、このほかにも、外交的保護制度の中に人権保障の要素を織り込む試みや、多国籍企業による人権侵害への対応として責任帰属要件を紡ぎ直す試み、あるいは企業を国際人権法上の義務の直接の名宛人に組み入れる営みなどが理論面・実践面で積み重ねられてきている。ここでは、こうした試みについて直截に立ち入るのではなく、近年いちじるしいばかりに増加しているトランスナショナル人権訴訟（ハロルド・コーの用語を用いれば「トランスナショナル公法訴訟」¹²）として類型化される法行動）のもつ意味について考えておきたい。

これは、国内裁判所を主たる舞台に、市民が、主体的に利用できる法的スペースを活用し、私人あるいは国家を相手どって、国際公法／国際私法、国際法／国内法、公法／私法の境界を脱構築しながら国境を越えて展開するきわめて戦略的な訴訟であり、その蓄積が国際法の実現あるいは国際法と市民の関係に変容を迫る重要な契機を提供しつつあるようにみえる。この種の訴訟はこれまで主に米国で行なわれてきているが、類似の法行動は他国にも広がりつつある。トランスナショナル人権訴訟は、国境を越えた当事者構造・請求内容を有していること、国内裁判所を用いて国際法の実施をはかること、そしてそれにより人権侵害についての責任を明確化することなどに特徴がある。ウィリアム・アセベスはこうした法行動をつぎの三つの形態に分けて説明している。¹³

第一、民事訴訟。米国の場合には、外国人不法行為請求権法、拷問被害者保護法、戦時強制労働補償請求法などがトランスナショナル人権訴訟の提起を可能にしている。こうした諸法律の制定にあらわれているように、米国では連邦や州の議会がトランスナショナル人権訴訟に好意的であることに加え、裁判所も原告に有利な判断を下すことが少なくなく、¹⁴さらに何といってもCenter for Constitutional Rightsに代表される強

力な法曹NGOが背後に控えており、それだけに、かつてデニング卿が述べたように「蛾が灯りに引き付けられるように、原告もまた米国に引き付けられている⁽¹⁵⁾」とって過言でないような状況が現出している。

とはいえ、トランスナショナル人権訴訟の可能性は米国以外の国でも閉ざされてはいない。主権免除・国家行為理論の問題以外に、管轄権、法廷地、準拠法など国際私法上の諸問題がクリアされれば、外国人不法行為請求権法のような特殊な法律がなくとも、外国で生じた重大な人権侵害行為を不法行為として構成することにより加害者責任追及への途が開けていく。日本については、一連の戦後補償裁判はこうしたトランスナショナル人権訴訟の一種とみることもできるが、これに限らず、たとえば、日本国籍を確認された後引き渡されることなく日本に滞在し続けるペルーの元国家元首が関与した重大な人権侵害を不法行為と構成して日本の裁判所に訴えを提起する可能性も閉ざされてはいるわけではない。

第二、刑事訴追。最も代表的なものはピノチエト事件⁽¹⁶⁾だが、この事件以外にも普遍主義に依拠して、欧州各国や米国などが重大な人権侵害を実行した者の訴追を行なう例が漸増している。ただし、普遍的管轄権に依拠した刑事訴追には重大な困難が伴うことも指摘しないわけにはいかない。国内法上訴追が可能であったとしても、手続的には民事訴訟に比べより高い立証基準の充足を求められ、そのための証拠収集を国境を越えて行うのは容易でない。また、訴追は市民ではなく国家機関が行うものであり、そこには事柄の性質上、高度の政治的判断が必然的に入る。他国の人権侵害を裁くことに政治的利益が見出され、訴追が開始されることは決して多くない⁽¹⁷⁾。

第三、出入国管理。重大な人権侵害実行者の入国を拒否し、あるいはすでに入国している場合には退去を強制すること、適当な場合には犯罪人として引き渡しを行うこと、である。第二次大戦中に戦争犯罪を行った者については米国だけでなく他の国の中にも入国拒否や退去強制を行うところがある。もつとも、これもまた国家機関が行うものであり、市民の関与は間接的なものとどまっている。

こうして、三つの類型のなかでは民事訴訟の形態をとるものが最も利用可能性が高く、現に利用されているわけだが、その最大の意義は、実効性を備えた国内機関を通じ市民自らが国際人権法の実現をはかることができるところにあると考えられる⁽¹⁸⁾。国際人権法システムは、その名に違い、個々の市民に国際法を実施するイニシアチブを認めてきていない。普遍的な人権条約については、条約への参加は国家が決定するものとされているだけでなく、WTOの場合と違って、個人（市民）の救済をはかるため国家が通報手続を発動することは例がなく、個人通報手続の受諾は選択的なものとされ、しかも個人通報手続のもとで導かれる条約機関の判断には法的拘束力が備えられていない。欧州、米州の人

権保障システムは最も進んだものといつてよいが、それでも多国籍企業など重大な人権侵害を実行する私人を訴え出る仕組みにはなっていない。要するに、国際人権法が用意している国際的実施措置は、具体的な文脈で生起する個々の人権侵害を適切に救済するどころか、被害者自身を制度内で周縁化する力学のもとにおいているといつてよい。これに対して、国内裁判を通じてトランスナショナル人権訴訟は被害者本人が自らの意思で主導し人権法の実現をはかることができる。国際法から排除されてきた人間の利益を実現するうえで、きわめて有意な営みのようにみえる。

(2) 米国法の正統化過程？

トランスナショナル人権訴訟に分類されると否とにかかわらず、国際人権法を国内裁判を用いて実現する例は今日広く見られる現象になっている。いまや同一の国際法規範が複数の国内フォーラムで解釈適用されることは例外的事象ではない。また、主権免除例外範囲の拡大などにより、国家間フォーラムで処理されてもおかしくない事案が国内裁判所で処理される例も出てきているが、これは、国際法規範をめぐる国内・国際フォーラム間の競合の可能性を現実のものにしている。領事関係条約のなかに個人の権利の存在をみてとった米州人権裁判所勧告的意見（一九九九年一〇月）あるいは国際司法裁判所ラグラン事件判決（二〇〇一年六月）⁽¹⁹⁾にみられるように、国際人権法の発展の影響を直接・間接に受けて、個人の権利尊重の機運は狭義の人権条約の範囲を超えて広がっており、それだけに、本来個人の権利保障を目的としていないはずのフォーラムにおいて人権規範が解釈適用される事態はさらになおあるであろう。

こうした状況が、フォーラムショッピングあるいは国際法解釈の分裂の可能性を導き入れるおそれを孕んでいることはたしかである。トランスナショナル人権訴訟を推進する諸論者は、そうした危惧への一つの応答として、国境を越えた解釈共同体あるいはトランスナショナルな司法ネットワークの存在をあげる。その代表的論者であるスローターはつぎのようにいう。「裁判官たちは、グローバルな法共同体を築きつつある。彼らは、政治から分離されているわけではないが政治とは異なる法への信頼に基づく価値および利害、さらに、直接の政治的影響を受けてはならない専門家としての見解を共有している」⁽²⁰⁾。グローバル化の進行とともに裁判官同士の交流が深まり、それが国際法分裂の危惧を緩和するものとされる。

国際法解釈の分裂を危惧する向きも、そうした危惧を受けてトランスナショナルな司法ネットワークの存在を主張する向きも、ともに「体系

性や統一性や明晰性を求め、それらを確保するための集権性に向かいがちな「近代」⁽²¹⁾へのこだわりをうかがわせている点では違いがないように思えるが、ただ司法ネットワーク論の陥穽として見落として見られないのは、ネットワークの中における力関係への関心が稀薄なことである。

ネットワークの中での交流は「対話（説得）」を通じておこなわれるとされるが、それはけっして対等な関係のもとに進むのではなく、交流が深まるほどに、そしてそれが非公式であればあるほど、法的資源や経験、言語などにおいて優位性をもった者（集団）の力が全体を支配するようになる。そして、そうした優位性をもった者（集団）の法解釈が「対話（説得）」を通じて他国の裁判官に事実上強要されていく。むしろここで念頭に入れているのは欧米、とりわけ米国の圧倒的な優位性である。トランスナショナルな司法ネットワークの構築は、国際法解釈の分裂の回避あるいは体系性・統一性の確保という名のもとに、国際法の米国化を促進するおそれを多分にはらんでいる。⁽²²⁾

トランスナショナル人権訴訟は人権規範を裁判を通じて実現しようとするものであり、したがってそれは、人権の法化あるいは司法化の推進といつてよい。先に、九〇年代以後、企業益の増進がめざましく進んでいると述べた際にも、同じように法化の進行に触れた。紛争解決手続の司法化は法の進歩であると考える向き（単線構造論者）⁽²³⁾にとっては、経済、人権両分野における司法化の進行は無条件に歓迎すべきことかもしれないが、元来、法化とは、他の形態による意思決定よりも司法的な裁定に高い社会的価値をおく一つのイデオロギーの発現にすぎない。企業益を増進する国際法の営みも国際人権法の実現にかかわるトランスナショナル人権訴訟も、国際法の法化・司法化の促進という共通項を前景に押し出す点において、同一のイデオロギーに根ざすものといわなくてはならない。

看過してならないのは、トランスナショナル人権訴訟によりその遵守が強く要請されてきた人権規範が、拷問や超法規的処刑、奴隷制、ジェノサイドといった、それ自体の重要性はまったく否定できないとはいえず、人権法全体からいえばごく一握りの、それも自由権規範に限られていることである。これは必ずしも偶然の結果とはいえない。スローターやアセブスらが公然と認めるように、米国でのトランスナショナル人権訴訟には、自由主義を司法的に正統化する機能が付着している。⁽²⁴⁾ 周知のように、自由主義を奉ずる国家は——米国が典型だが——代表民主制、市民のおよび政治的権利の尊重、そして市場経済を中核的要素として構成されている。これは、投資条約、WTO、商業活動例外などを通じて推奨される国家モデルとそのまま符号する。つまり、トランスナショナル人権訴訟、特に米国のそれは、投資・貿易紛争解決手続と並び、司法化プロセスを通じ自由主義という特定の政治的価値を国際法の中に刻印していく営みとしても作用している。パリ第二大学のセルジュ・スュールの表現を借りるなら、それは、「米国法を、国益の媒介物としてだけでなく、他国が喜んで依拠するモデルとして輸出すること」であり、「米

国にとってよいことは他のすべての国家にとってよいこと、ただしその逆は真ならず」という思考の現われといえるのかもしれない。⁽²⁵⁾

むろん、国際人権法を用いた訴訟は米国外でも頻繁に提起されており、また、国際的なフォーラムでの人権に関わる紛争処理も漸増していることはすでに述べたとおりである。国際人権法のかかわる司法的営みがすべからず米国型国家への誘いになっているというわけではもちろんない。だが、スローターらがいようなトランスナショナルな司法ネットワークが現在の力関係のもとに形成・強化されていくのなら、米国的な人権観・米国的な市場観が、人権訴訟に携わる各国法曹間で有力なモデルとして広められていってもおかしくない。米国の訴訟の波動を受けて、一つまた一つと、裁判所が人権訴訟を通じて自由のために立ち上がっていく。そうすることで自由主義がグローバルに広められていく。それが、スローターらの願望あふれる分析である。⁽²⁶⁾

(3) 市民益の増進

となれば、トランスナショナル人権訴訟という市民益を促進するために戦略的にとられる行動も、結果的には、米国的な価値・秩序を広めるというより大きな政治力学のなかからめとられて終わってしまうのだろうか。おそらくそうした危険性は単なる仮想にとどまるものではあるまい。だが、トランスナショナル人権訴訟は、そうした政治力学的作用によってその可能性を封じられているだけではない。ここで再び被害者の視線に立ち戻り、この種の訴訟の積極的意義について三つの点に注意を喚起しておきたい。

まず第一は、「蛾が灯りにひきつけられるように、原告が米国に引き付けられている」ことについて。一見すると奇妙なことに、米国のトランスナショナル訴訟では、勝訴を得られた場合であっても損害賠償支払命令が執行された例はあまりない。⁽²⁷⁾この種の訴訟の意義は実効的な裁判所による国際人権法の実施にあるとされてはいるものの、現実には、被告の欠席もあって、人権法が字義通り実施されることは皆無にひとしいといつてよい。にもかかわらず、訴えは連綿と提起され続けている。

Center for Constitutional Rights によれば、原告は、「訴えの単なる提起、法廷で被告と対峙すること、または被告を米国外に追いやること、そして、人権侵害および被告の責任を正式に記録する判決を米国の法廷から得ること」に満足を見出しているという。⁽²⁸⁾つまり被害者にとって、訴訟の意義は勝訴を勝ち取り判決を執行させることそれじたいにあるのではなく、裁判過程を通じた、自らと自らが属するコミュニティの尊厳・名誉の回復にこそある。この点は、旧ユーゴスラビアやルワンダあるいは常設の国際刑事裁判所での裁判が果たしうる機能と重なりあつて

くる。もつとも、トランスナショナル訴訟は、厳格な証拠規則に拘束された刑事手続ではなく民事訴訟の形態をとることで、被害者へのいっそう大きな共感を得られやすい場にもなっている。民事手続であることで、訴えを提起するかどうか、どのような証拠を提出するか、どのように裁判を終わらせるか、といった点について被害者本人の意思のはたらく余地が多くある。つまりそれは、被害者がプロセスから疎外されることなく主体的に人権の回復に臨むことができる機会となる。別のいい方をすれば、国際人権法をその本来の受益者である市民が主体的にコントロールできるきわめて貴重な機会なのである。

第二は、国際法解釈の分裂への危惧について。人権訴訟が各国で展開されることにより国際法の解釈が統一性を欠くことは、「一つの国際法」を志向する向きからすれば回避されるべき事態であり、そもそも解釈が相違する場合には、いずれかの解釈が誤りでありそれはただちに是正されるべきことになるのである。もつとも、同一の法規範について複数の解釈が併存することは国際法上も国内法上も常態的にみられることだが、それによって秩序が動揺するようなことはおきていない。むしろ、複数の解釈の存在は問題の所在を明らかにし、社会変革への契機を与えることにもなっている。⁽²⁹⁾

トランスナショナルな裁判官交流が米国的国際法観の押し付けへの危険性を胚胎していることはすでに述べたが、統一性・体系性への過度のこだわりは、人権の分野においては、いっそう大きな危険性を孕む。「近代」に対する批判的言説、たとえばフェミニスト理論などが依拠する社会構築主義は、事物の自明性を否定し、あらゆるものが言説によって構築されていることを説くものだが、そこから明らかにされたことは、客観性を装う法制度が、支配的集団の利益を実現するものとして機能しているということであった。司法の意思決定が、社会の支配的価値・経験を所与の前提にしてなされる場合には、マイノリティ集団の経験が必然的にそこから排除されることになる。しかし人権侵害は往々にしてマイノリティに降りかかる。このため、適切な人権救済のためには、意思決定過程を多様化し、そこに、異なる知識、異なる経験が多様に反映される仕組みを作り上げることが重要になる。

国際法解釈の分裂への危惧は、逆に、国際法、特に国際人権法の解釈にかかわる者を多様化し、さまざまな知識・経験・価値に共鳴できる仕組みを構築する重要性を再認識させる契機にもなる。それは、国際人権法の実現が特定の政治経済モデルと不可避的に結びつくことをけつして要求していないことを再確認することでもある。⁽³⁰⁾

第三は、トランスナショナル人権訴訟の内実が多様化していることである。たとえば被告として訴えられるものなかに、多国籍企業が含ま

れるようになってきている。ナイジェリアで石油掘削を行っていたロイヤルダッチ、シエルを相手どって、一九九六年一月にケン・サロウィアなど現地で環境保護運動に携わっていた者の遺族が提起した訴訟が比較的よく知られているかもしれない。カナダでは、国連平和維持活動に参加したカナダ兵によって拷問され殺害されたソマリア人の遺族がカナダ政府を相手どって訴えを提起している。日本軍の第二次大戦中の行為やアメリカがラテン・アメリカ諸国などで行った軍事行動の被害者が武力紛争にかかわる国際法を援用し民事訴訟を提起してきていることはここに改めて想起するまでもない。こうした訴訟は、自由主義モデルの伝播という形では説明しにくく、それ以上に、ますます多くの被害者がこの訴訟に吸引され、訴訟な内実を多様化しつつあることがわかる。その過程で、日本の戦後補償裁判が典型のように、国際人権法への社会的関心を高め、かつ国際法の解釈を人間の利益のために精緻化する効果もたらされている。⁽³¹⁾

トランスナショナル人権訴訟は、米国の覇権的力学の作用を強く受けながらも、その受動的な受け手にとどまっているわけではなく、より多くの国で被害者の多様な声を組み入れる司法的経験を積み重ねていくことで、国際法の市民化を押し進める大切な契機を提供している。国内裁判所という利用可能な法的スペースを用いた市民の戦略的行動がより創造的に展開されることで、市民が国際法を主体的に実現する途がさらに広がっていく。トランスナショナル人権訴訟は、そうした可能性を豊かに含みもっているのである。

4 民衆法廷

国家中心主義の要諦は、国家Ⅱ政府が国際法の全過程を独占することを所与の前提とするところにある。そうした国際法のありかたそのものを根本から問い直す営みを理論的に主導してきたプリンストン大学のリチャード・フォークは、つぎのようにいう。「国家が法の定立と適用を行う唯一の正統な淵源であるという主張には様々な異論が唱えられている。国家中心主義のイデオロギーは国際的にも国内的にも実に強力で、私たちは、国家こそが国際的な規範秩序を構築する正統な淵源をもった唯一の行為体であると思ってしまう。だが現実をみれば、各地の市民・民衆にとって不可欠な規範的責務の遂行を国家Ⅱ政府が怠る事態は、ますますふえている」⁽³²⁾。

国際法の市民化を促す最も直截的な表現・行動の一つが民衆法廷である。民衆法廷とは、いずれの国家Ⅱ政府の力も介在させることなく、国境を超える市民社会の連帯により設立される法廷であり、国家間の政治力学の狭間で放置された重大な問題への責任を国際法を適用して裁き、

国際法の実現を促す営みである。トランスナショナル人権訴訟以上に、市民直接性の契機が強まっている。国際法は国家と政府のものではなく、市民のものであるという思想がその背景にある。⁽³³⁾

その先駆けともなったのはベトナム戦争時における米国の国際法違反（侵略、無差別攻撃、捕虜虐待など）を裁いたラッセル法廷Ⅰ（一九六七年）であろう。⁽³⁴⁾ バートランド・ラッセルやジャン・ポール・サルトルらが率いたこの法廷を、フランスの当時の大統領ド・ゴールは「いかなる類の正義も国家から生じるものだ」と述べ拒絶したが、これを受けてサルトルが、法廷は「完全に無力で普遍的である」というところに、正統性の根拠をもつ」と反論したことは有名である。その後ラッセル法廷は断続的に開催され、ラテン・アメリカの独裁制、西ドイツにおける市民的権利の侵害、アメリカの先住民民族の問題が裁かれていく。一九九二年には、湾岸戦争時の米国大統領、国防長官らを国際人道法違反で裁く国際戦争犯罪法廷がニューヨークで開廷されている。一方、常設のものとしては一九七六年にアルジェで採択された「人民の権利に関する普遍的宣言」にもとづき一九七九年にボローニャで常設民衆法廷が設立されている。一九七九年以後、世界各地の主に民族紛争あるいは自決権にかかわる諸問題（西サハラ、東チモール、チベット、フィリピン・モロ民族、トルコ・アルメニア人）を中心に様々な問題が取り上げられてきている。このほか、一九九七年には人権および環境に関する国際民衆法廷がニューヨークで設立された。⁽³⁵⁾

二〇〇〇年一二月に東京で開廷された女性国際戦犯法廷（「法廷」）もこうした民衆法廷の歴史に貴重な一頁を記すものとなった。⁽³⁶⁾ 「法廷」は日本、フィリピン、韓国の女性三名を共同代表とする国際実行委員会が中心になって設立したもので、第二次世界大戦時の日本軍性奴隷制、いわゆる「慰安婦」問題について、当時の国際法に照らし、個人一〇名（軍・政府高官）の刑事責任と日本国の国際不法行為責任を追及するためのものであった。旧ユーゴスラビア国際刑事法廷の前所長カーク・マクドナルドを裁判長に、同裁判所現判事カルメン・アルヒバイ、ロンドン大学教授クリスチーン・チンキン、ケニヤ大学教授ウィリー・ムトゥンガの四名が判事団を構成し、一方、検事団は南北朝鮮、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、マレーシア、東チモール、オランダ、日本の国別検事団と、二名の首席検事（旧ユーゴスラビア・ルワンダ国際刑事法廷法務顧問パトリシア・セラーズ、フリンダース大学助教ウステニア・ドルゴポール）からなつた。膨大な書証とともに多くの被害女性の証言、歴史家・法律家など専門家の証言などを検討した後、この法廷は、起訴された一〇名の個人を人道に対する罪につき有罪とし、また、日本国について当時日本を拘束していた条約および国際慣習法の違反とその後の継続的違反（国家責任を解除する義務を怠ったこと）を認定した。そして、違法状態を治癒するため一一の具体的な勧告（謝罪、賠償、真相究明、処罰、歴史教育など）を行つている。なお書証等検討のた

め最終判決が下されたのは二〇〇一年一月二日になってからであった。

民衆法廷については、公権力によって支えられていないことから判決に強制力がなく、したがって単なる模擬裁判にすぎないという批判、そして、あらかじめ結論ありきの「カンガルー法廷」だという批判がある。しかし前者についていえば、国際法実務において紛争が裁判に付されることは稀であり、また、国際法が「強制力」によって実現されることは一般的とはいえない。強制力が背後に控えていないということは、国際法過程においてなんら欠陥視すべきことでなく、むしろ、民衆法廷であっても、国際社会の構成員が遵守すべき拘束的規範の内容を、相応の権威と説得力をもって示し得るなら、それだけで十分に有意な国際法上の営みというべきである。

もとより国内裁判あるいは国際裁判過程にとっても、「強制」は必ずしも本質的な要素ではない。すでに述べたように米国のトランスナショナル訴訟では勝訴判決が得られても強制（執行）されることはほとんどない。にもかかわらず、訴えは提起され続けている。それは、この種の訴訟の意義が、判決の強制そのものではなく、被害者の尊厳の回復、「記憶」の公的（司法的）承認にあると考えられているからである。裁判の意義は、なにも判決の執行とともにあるのではない。

サルトルもそうだったのかもしれないが、民衆法廷については論ずる者の中には、程度の差こそあれ、定型化された欧米の裁判モデル（紛争に白黒をはっきりつけ、判決を法的に強制することで完結する裁判モデル）を想定し、それとの整合性を必要以上に意識するものが少なくないように見受けられる。だからこそ「判決には法的強制力があるのか」という問いも発せられるのである。右でみた伝統的な裁判モデルから遠ざかる現在の裁判実務（司法の脱司法化現象）や国際法実現過程の実態に照らしてみれば、そうした問いをたてることにどれほどの意味があるのか、疑問を禁じ得ない。

ちなみに、別の機会に私は、旧ユーゴスラビア・ルワンダ国際刑事法廷、さらに国際刑事裁判所といった国際刑事法廷の本質的意義が次の四点に集約されると書いた。第一、国際社会の最も重要な価値を宣言し、逸脱行為によって動揺した規範の妥当性を回復すること、第二、被害者の尊厳の回復に資すること、第三、「記憶の暗殺」あるいは「歴史の修正」を阻止すること、第四、個人の責任を明確にすることによって集団間での復讐の連鎖を絶つこと。そのいずれもが、国際刑事法廷としての性格を併せもった「法廷」の営みのなかで実現され得たことを見落としてならない。そしてその際、「法廷」の判決に強制力があるかどうかということが問題になったわけではない。⁽³⁷⁾

また、「カンガルー法廷」ではないかとの批判について。この点について「法廷」は、国際法の現代的展開の中で確立された用語を当時の国

国際法の水準に照らして注意深く検討しながら、有罪の立証基準、上官責任（知っていたか知る理由があった）、適用法規、国家責任成立要件などを慎重に同定し、認定した事実をそうした法原理に照らして評価している。死者を裁くこと、被告（人）が出頭しないなかでの裁判がデュー・プロセスの保障という点からどのように解されるのかということについても、詳細な検討を行っている³⁸。「結論まずありき」というわけではなかった。

「法廷」は、国家（エリート）中心、欧米中心、男性中心というこれまでの国際法によって保護を否定されてきた被害者を法の前に召喚するため、市民、非欧米、女性という価値を解釈の中に全面的に織り込んだところに最大の特徴がある。それは、新たな国際法の定立ではなく、既存の国際法の脱構築（読み直し）とでもいうべき営みであった。被害者の視点に寄り添って国際法を解釈する「法廷」の営みは、意思決定過程を価値的に多層化することで国際法がいかに多様な可能性に向けてひらかれていくかを指し示すものであった。

「法廷」は、管轄権の基礎についてつぎのように述べている。「民衆法廷は、『法は市民社会の道具である』こと、つまり、単独で行おうと、国家と共同で行おうと、政府にのみ属するものではない、という理解を前提としている。したがって、国家が正義を保証する義務を履行しない場合、市民社会は介入することができるし、介入すべきである。……民衆法廷は国際法の空白部分を埋め……国際法の発展に新たな地歩を築くことができる。……世界の民衆の主権、グローバルな市民社会の声が最高法規の源泉である。国家がその権限と法を生み出すのではないからである。主権概念の本質は、主権は民衆に由来し、国家や特権的な社会集団にあるエリート階級に由来しないという点にある。国家は民衆の利益に奉仕しなければならない。……主権は究極的には各国家および各領土、さらには各地域の民衆に存するという点にある。国家は民衆の利益の主権の保持者である民衆は国家に対し、少なくとも国際義務、特に個人の保護に関する国際義務を遵守し、国際人道法、国際人権法、国際慣習法規の違反を配慮するよう要求する権利を有する。したがって……本法廷はアジア太平洋地域の民衆により裁判管轄権を付与されていると認め³⁹る」。

こうした管轄権の基礎についての理論には、尽くされるべき議論が多々残されていることは確かであろう。重要なことは、国家を介在させ国際社会が組織化され legalization される一方で、こうした民衆法廷がますます多く設置されはじめていくことである。それは、現行の国際法制度がいかに多くの民衆の声を排除しているのかを指し示す事態であるとともに、市民社会がいかに能動的に国際法の実現過程にかかわりはじめていくかを表している。市民は、もはや国際法制度の受動的な受け手ではなくなっている。

国際市民社会の力が認知されるにつれ、民衆法廷は、仲介・周旋・調停・仲裁・司法的解決などとなり、紛争の平和的解決に向けた国際法上の手段として正式に位置づけられるべきものになっていくかもしれない。国際市民社会はかつてのように国際法の実現過程にとってまったく可視化されぬ「無力」な存在ではなくなっており、それだけに、ラッセル法廷が開廷された時点と二つの世紀を架橋する今とを比べても、国際法過程における民衆法廷の位置付けに変化があるのは当然である。民衆法廷の営みは、国家中心主義に呪縛された既存の国際法学の射程には入ってきにくい事象ではあるが、だがそれは間違いなく進行している現実の事象である。それを正確に捕捉する理論の構築は、市民益を実現しようとする者にとってだけでなく、紛争解決手続の多様化とそのなかにおける国際法の在り方を考えるうえで、きわめて重要な課題となって立ち現われているというべきなのではないのか。この点を今後さらに深めていくことで、国際法過程における市民の位置づけを新たな角度から見つめ直してみたいと考えている。

注

- (1) G. Levi, "On Microhistory", in *NEW PERSPECTIVE ON HISTORICAL WRITING* 107 (P. Burke ed., 1991). 北村晁夫「ミクロストリアと家族戦略——イタリア移民史研究の視点から」丸山茂・橋川俊忠・小馬徹編「家族のオートノミー」(早稲田大学出版部, 一九九八年)所収, 一一一頁。
- (2) 中川淳司「国際投資の保護と日本」国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年 第七卷 国際取引』(三省堂, 二〇〇一年)所収, 一九二頁。
- (3) 再び中川の言葉を借りるなら、「外交的保護権は、ラテンアメリカ諸国に対する西欧諸国の国際投資を保護するための手段として発達した国際法制度である」(同上)。
- (4) この点を明確に指摘するものとして、Muthucumaraswamy Somarajah, "Linking State Responsibility for Certain Harms Caused by Corporate Nationals Abroad to Civil Recourse in the Legal Systems of Home States", in *TORTURE AS TORT: COMPARATIVE PERSPECTIVES ON THE DEVELOPMENT OF TRANSNATIONAL HUMAN RIGHTS LITIGATION* (Craig Scott, ed., 2001).
- (5) 森川俊孝「投資条約における国家と投資家との間の国際仲裁の法的メカニズムと機能」国際法外交雑誌一〇〇巻一号(二〇〇一年)二三—二四頁。See also Note, "The Investor-State Dispute Mechanism (ISDM) and a Sovereign's Power to Protect Public Health", *COLUMBIA JOURNAL OF TRANSNATIONAL LAW*, Vol. 38 (1999), at 113.
- (6) たとえば、岩澤雄司「WTO紛争処理の国際法上の意義と特質」国際法学会編『日本と国際法の一〇〇年 第九卷 紛争の解決』(三省堂, 二〇〇一年)所収, 参照。
- (7) Robert O. Keohane, Andrew Moravcsik & Anne-Marie Slaughter, "Legalized Dispute Resolution: Interstate and Transnational", *INTERNATIONAL ORGANIZATION*, Vol. 54, No. 3 (Summer 2000), at 463.

- (20) See e.g. *Republic of Argentina v. Weltover, Inc.*, 504 US 607 (1992).
- (21) See e.g., *Saudi Arabia v. Nelson*, 507 US 349 (1993).
- (22) Louis Henkin, "International Law: Politics, Values and Functions", *RECEIUS DES COURS*, Vol. 216 (1989), at 327-28.
- (23) Robert Wai, "The Commercial Activity Exception to Sovereign Immunity and the Boundaries of Contemporary International Legalism", in *TORTURE AS TORT* 243 (*supra* n. 4).
- (24) Harold Hongju Koh, "Transnational Public Law Litigation", *YALE LAW JOURNAL*, Vol. 100 (1991), at 2347. また、薬師寺公夫「トランスナショナル・ローの現代的意義——非国家主体と国際法の課題——」世界法年報二二号(二〇〇二年)一四—一六頁も参照。
- (25) William J. Aceves, "Liberalism and International Legal Scholarship: The Pinochet Case and the Move Toward a Universal System of Transnational Law Litigation", *HARVARD INTERNATIONAL LAW JOURNAL*, Vol. 41 (2000), at 139-49.
- (26) 最もよく知られている先例として、*Filartiga v. Pena-Irala*, 630 F.2d 876 (2d Cir. 1980)。ケント・アンダーソン「国際法違反の不法行為に対する米国連邦裁判所の管轄権——「外国人不法行為請求権法」を中心として——」国際法外交雑誌一〇二巻一号(二〇〇二年)も参照。
- (27) *Smith Line & French Laboratories Ltd. v. Bloch* [1983] 2 All ER 72, at 74.
- (28) *R. v. Bow Street Metropolitan Magistrate and others, ex parte Pinochet Ugarte* [1999] 2 All ER 97.
- (29) 普遍主義を具現化しているベルギー法にもとづくコンゴ外務大臣仮拘禁要請国際逮捕令状発給の合法性が争われた事件に際し、国際司法裁判所は、「国家元首や外務大臣など国家を代表する者が国際法上、完全な免除を享受することを認めた(二〇〇二年二月一四日)。もともと、「免責は免除を意味するわけではない」ことも確認され、自国の法廷や国際刑事法廷での裁判の可能性までが閉ざされているわけではないこと、さらに、外務大臣就任前の行為もしくは辞職後の行為または在任中の私的行為についても大臣辞職後には訴追の対象になりうるということが認められた。*Democratic Republic of the Congo v. Belgium*, at (<http://www.icj-cij.org>).
- (30) Jose E. Alvarez, "Rush to Closure: Lessons of the Tadic Judgment", *MICHIGAN LAW REVIEW*, Vol. 96 (1998), at 2102.
- (31) *HUMAN RIGHTS LAW JOURNAL*, Vol. 21, NO. 1-3 (2000), at 24-58; *INTERNATIONAL LEGAL MATERIALS*, Vol. 40 (2001), at 1069-1128.
- (32) Anne-Marie Slaughter, "The Real New World Order", *FOREIGN AFFAIRS*, Sept-Oct. 1997, at 186.
- (33) 最上敏樹「国際法における行為規範と裁判規範——国際法システムの脱仮想化のために」国際法学会編『日本と国際法の二〇〇一年 第一巻 国際社会の法と政治』(二〇〇一年)所収、一〇八頁。
- (34) See e.g., Karen Knop, "Here and There: International Law in Domestic Courts", *NEW YORK UNIVERSITY JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW AND POLITICS*, Vol. 32 (2000), at 520-25.
- (35) この点につき、宮野洋一「国際法学と紛争処理の体系」国際法学会編『日本と国際法の二〇〇一年 第九巻 紛争の解決』(二〇〇一年)所収、四七一—四八頁参照。
- (36) Aceves, *supra* n. 13, at 151-53.

- (25) Serge Sur, "The State Between Fragmentation and Globalization", *EUROPEAN JOURNAL OF INTERNATIONAL LAW*, Vol. 8 (1997), at 422. なお「経済」人権以上に米国的価値の世界的浸潤（強制）を促す軍事分野における国際法の変容については「機会を改めて論じたい」。
- (26) See Knop, *supra* n. 22, at 524.
- (27) フェルナンデ・マルコスが「一億五千万ドルの支払いについて合意した例などがあるが、これは異例の出来事である」（Marcos's Family to Pay Victims of His Regime', *NEW YORK TIMES*, Feb. 27, 1999, at A6). See Richard Lillich, "Damages for Gross Violations of International Human Rights Violations Awarded by U. S. Courts", *HUMAN RIGHTS QUARTERLY*, Vol. 15 (1993), at 207.
- (28) Michael Ratner & Beth Stephens, "The Centre for Constitutional Rights: Using Law and the *Filartiga* Principle in the Fight for Human Rights", unpublished paper Centre for Constitutional Rights (1993), quoted in John Terry, "Taking Filartiga on the Road: Why Courts Outside the United States Should Accept Jurisdiction Over Actions Involving Torture Committed Abroad", in *TORTURE AS TORT* 112-13 (*supra* n. 4).
- (29) See e.g. John E. Noyes, "The International Tribunal for the Law of the Sea", *CORNELL INTERNATIONAL LAW JOURNAL*, Vol. 32 (1998), at 173-81.
- (30) この点については有益な示唆を与えている Craig Scott, "Bodies of Knowledge: A Diversity Promotion Role for the UN High Commissioner for Human Rights", in *THE FUTURE OF HUMAN RIGHTS TREATY MONITORING* (Philip Alston & James Crawford eds., 2000).
- (31) See generally, Terry Collingsworth, "The Key Human Rights Challenge: Developing Enforcement Mechanisms", *HARVARD HUMAN RIGHTS JOURNAL*, Vol. 15 (2002), at 188-203; Craig Scott, "Introduction" in *TORTURE AS TORT* 33-44 (*supra* n. 4). 二〇〇二年九月五日、日本の政府開発援助によりインドネシアにコトバンジャン・タムが建設された際に生活を破壊された被害住民が日本政府・東電設計、国際協力銀行、国際協力事業団を相手として東京地裁に訴えを提起した（特集 ODA が被告になる日）月刊オルタ二〇〇二年一〇月号参照）が、これも、ひとつというトランスナショナル人権訴訟の一つといつてよい。
- (32) Richard Falk, "The Rights of Peoples (In Particular Indigenous Peoples)", in *THE RIGHTS OF PEOPLES* 27 (James Crawford ed., 1988).
- (33) See Arthur Jay Klinghoffer & Judith Apter Klinghoffer, *INTERNATIONAL CITIZENS' TRIBUNAL* 1-10, 163-194 (2002).
- (34) ラッセル法廷について、ベトナムにおける戦争犯罪調査日本委員会編「ラッセル法廷」（人文書院、一九六七年）参照。
- (35) See Yves Beigbeder, *JUDGING WAR CRIMINALS: THE POLITICS OF INTERNATIONAL JUSTICE* 137-45 (1999).
- (36) The Women's International War Crimes Tribunal For the Trial of Japan's Military Sexual Slavery, *JUDGMENT (The Prosecutors and the Peoples of the Asia-Pacific Region v. Hirohito Emperor Show et al and the Government of Japan)*, Case No. PT-2000-1-T (Delivered 4 December 2001, Corrected 31 January 2002, hereinafter cited as *JUDGMENT*). 小論では「法廷」について詳述する余裕はないが、最終判決全文翻訳を含む「法廷」の営みの内容を著したものとすべし。VAWW-NET Japan 編「女性国際戦犯法廷の全記録」[I][II]（緑風出版、二〇〇二年）参照。
- (37) 阿部浩己「女性国際戦犯法廷が映し／創り出したもの」VAWW-NET Japan 編「女性国際戦犯法廷の全記録」[I]（前掲注三六、所収）二九八―三〇一頁。
- (38) 「法廷」の判決によれば、デュープロセスの範囲は被告が被るであろう不利益の程度によって決まるところ、「法廷」は民衆法廷であり、被告人に刑事処分や民事的不利益を科す権力をなんらもたないので、デュープロセスの問題は原理的に生じないとされる。ただし、「法廷」の公正さを確保するために、

被告国に法廷への参加を招請し、「法廷の友」を通じて、想定される被告人の抗弁・反論の提出も受け、それらについて詳細に検討を加えている。

(JUDGMENT (*supra* n. 36) paras. 40-62, 476-508.)

(5) JUDGMENT (*supra* n. 36) paras. 65-73.